

特定複合観光施設区域整備の事業可能性の検討に係る 事業者対応に関する指針

1 目的

愛知県では、中部国際空港やその周辺エリアにおいて、「MICE を核とした国際観光都市」の実現を目指し、調査研究を進めている。

今般、国の法律（特定複合観光施設区域整備法）に基づき、特定複合観光施設区域整備の事業としての可能性について、様々な民間事業者から幅広く意見募集を行うこととしたところであり、これに係る事業者への対応を適切に進めるため、以下のとおり指針を定める。

2 定義

- (1) 「担当職員」とは、「特定複合観光施設区域整備の事業可能性の検討に係る事業者対応」業務に携わる政策企画局の職員をいう。
- (2) 「知事等」とは、知事及び副知事をいう。
- (3) 「事業者」とは、上記の意見募集業務への参加者をいう。
- (4) 「面談」とは、事業者から意見や提案を受けるために面会して直接話をするをいう。ただし、短時間の挨拶等の面会については、この限りではない。

3 事業者への対応における指針

- (1) 知事等及び担当職員が事業者と面談を行う場合は、原則として下記のとおり取り扱う。
 - ア 面談を実施する場合は、事前に日時、場所等を設定する。なお、面談場所については庁舎内など県が用意するものとする。
 - イ 面談は、2名以上で対応する。
 - ウ 面談実施後は、速やかに記録を作成し、上司へ報告する。また、記録は一定の期間保存する。
- (2) 特定の事業者を優遇しているとの疑いが生じないように、面談は公平性・公正性の確保の観点から、時間設定や頻度等について留意することとする。
- (3) 知事等及び担当職員は、特定の事業者に有利になるような情報は提供しないこととする。
- (4) 事業者との電話、メール及びFAXのやりとりについては、個人の携帯電話等は使用せず、事務連絡等の必要最小限度に止めるものとする。また、その内容については、上司に報告することとする。
- (5) 事業者の代理人との面会については、当該事業者の社員に同席する場合を除き、行わない。
- (6) 担当職員は、異動等により、担当職員でなくなった場合であっても、職務上知り得た情報等について、漏洩してはならない。
- (7) 担当職員の職務執行に当たっては、愛知県職員倫理規程を順守する。

4 その他

本指針は、今後の調査事業の進捗に応じて、見直しを行う。

附則

- (1) 本指針は、2019年12月20日から適用する。
- (2) 本指針は、2020年12月18日から適用する。